

自治体における訴訟支援制度の概要

	豊中市	千葉県
貸付対象 の訴訟等	<p>個別労働関係紛争に係るもの 個別労働関係紛争の解決の促進 に関する法律(平成13年法律第1 12号) 性別による差別的な扱い(個別労働 関係紛争に係るものに限る) セクシュアル・ハラスメント 配偶者等への暴力、その他の男女間 における暴力的行為</p>	<p>障害のある人が、差別をしたと認め られるものに対して提起する訴訟に よる調停、民事訴訟法の和解及び労 働審判法が規定する助言又はあっせ んの審理を行った事案に係るもので ある場合であって、調整委員会が適 当と認めるとき</p>
貸付対象 となる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付対象となる訴訟等の提起、申立 て等を行うことができ、かつ提起を行 う意思が明らかな人</li> <li>●豊中市に住所を有し、住民基本台帳 に記録されている人</li> <li>●貸付対象訴訟等の提起前の人</li> <li>●「貸付対象の訴訟等」の ~ は、 男女共同参画苦情処理委員会への苦 情・救済の申出を行い、調整・あっせ ん等が成立しなかった人</li> </ul>	<p>障害のある人で調整委員会が適当と 認める訴訟費用の貸付けを受けよう とする人</p> <p>訴訟費用貸付申込書に住民票の写 しその他知事が必要と認める書類 を添付して知事に提出が必要</p>
貸付限度額	<p>貸付対象の訴訟1件につき最大50 万円 ただし、所得制限があり</p>	<p>訴訟1件につき100万円を限度とし て、旧弁護士報酬基準等を参考に算 定(貸付金は無利息)</p>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●返済は、貸付金の交付を受けた2カ 月以内に開始</li> <li>●返済期限については、貸付の対象と なる訴訟等が終了した日の翌日から 起算して、6か月以内</li> <li>●「全額一時払い」又は「分割払い」 で返済</li> </ul>	<p>訴訟に要する費用の貸付けを受けた 人は、当該訴訟が終了したときは、 訴訟が終了した日から起算して三月 を経過した日までに、当該貸付金を 返還</p> <p>ただし、知事は、災害その他やむを 得ない事情があると認めるときは、 相当の期間、貸付金の全部又は一部 の返還を猶予することができる</p>

	大阪市
貸付対象の訴訟等	消費者が事業者を相手に訴訟をおこす場合、消費者保護審議会の意見に基づいて訴訟費用の貸付け等必要な援助を行う。
貸付対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に住所を有する消費者が消費者訴訟を提起し、又は提起することを決定している場合</li> <li>・ 市内に住所を有する消費者が事業者から消費者訴訟を提起されている場合 消費者が消費者訴訟を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 多数の消費者が同一又は同種の原因に基づく被害を被り、又は被るおそれがあること</li> <li>(2) 当該訴訟に係る経費が被害額を超えるおそれがあること</li> <li>(3) 審議会のあつせん又は調停では解決できないこと</li> <li>(4) 審議会が援助することについて適当と認めること</li> </ul> </li> </ul>
貸付限度額	消費者訴訟1件につき審級ごとに250万円以内とし、申請の額の範囲内で市長が決定する。(貸付金は、無利息)
返済方法	<p>費用の貸付けを受けた者は、当該消費者訴訟が終了したときは、速やかに当該貸付金を返還</p> <p>特別の事由があると認めるときは、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる</p>

大阪市市民局作成